

### 第3回山形県暴力団排除に関する有識者会議録（HP用）

日 時： 平成22年9月30日（木） 午後3時から同5時まで（120分）

場 所： 山形県総合研修センター2階多目的研修室

出席者： 9人

#### 1 開 会

#### 2 議 事

##### (1) 山形県暴力団排除条例（仮称）の検討資料に基づく検討

- 委員 アンケートの際に、条例（案）は示していないのか。
- 事務局 はい。
- 委員 アンケートの中の「暴力団の財源」について、「覚せい剤、麻薬」が7割を占めているが、山形県でも同様の傾向があるのか。
- 事務局 県民が、新聞、マスコミなどを通じて、薬物が暴力団の資金源になっていると感じているのではないかと思います。
- また、警察としても薬物が暴力団の資金源の大きなウェートを占めていると考えています。
- 委員 さらに3点聞きます。1点目は、県の責務について、県と具体的に何を連携するの分かりにくい。
- 2点目は、暴力団組事務所の設置禁止について宮町の場合は競売で物件を買っているが、条例が出来た場合それを規制することが出来るのか。
- 3点目は、公安委員会の措置について、暴力団組員に対して襲名披露の上納をやめるよう公安委員会で勧告を行ったが従わない場合に公表するということだが、これは条例を作らないとダメなのか。これまで公安委員会は出来なかったのか。
- 事務局 1点目については、県や市町村と警察が連携することです。
- 公共工事に関しての県や市町村と警察との連携については、暴力団を排除するため、その会社の中に暴力団関係者がいないかを警察に照会できる仕組みになっております。また、公共工事からの暴力団排除については、警察庁において、入札参加資格基準等に暴力団排除条項を整備する際の基準をA区分、B区分、C区分の分類をして定めていることから、地方公共団体に対し、要請しております。C区分は最も密接な関係、いわゆる「盆暮れ」とか「ゴルフを一緒にする」といった社会的に非難されるべき関係を有している場合は、入札に参加させないという厳しい規定で、一方、A・B区分は、業務に関し不正な行為をした場合や暴力団が実質的な経営者であるとか、会社の役員が暴力団関係者であった場合や暴力団に資金を提供した場合は入札に参加

させないという規定となります。

県と35市町村では全てC区分ではありません。前回も申し上げましたが、山形県と山形市などはA区分になっています。県の方にもC区分になるように話を進めているところです。

2点目の「宮町の物件のような場合、条例で対応することが出来るのか」についてですが、厳しいものがあると認識しています。

民事執行法65条に、競売をした際の入札は自由にできると規定されていますので、暴力団でも入札はできることとなります。また、郵送でもできると規定しており、郵送ですと開封して中を見ないと誰が入札に参加したかが分からないこととなります。一方、入札から排除することができるのは、過去に入札を妨害した人となります。

3つ目の「公表」については、現在こういった規定はありません。

委員  
委員  
委員  
事務局  
委員

罰則については、どのように考えているか。

条例でも、罰則を規定することは出来ます。

暴力団を利用した人に対しても、罰則が設けられるということか。

条例に罰則を設けるかどうかは、今後、検討することになります。

公共工事の話が出たが、建設業者の中で、それらしい人をどの様に判断するのか。

事務局

警察が照会を受けて暴力団員であるか否かを判断し、回答いたします。

委員  
事務局

例えば、過去に暴力行為を起こして刑の執行がある場合、そういった人が、会社に入っていた場合も抵触するのか。

その者が、警察で暴力団員として認定している者であれば、該当することになります。

委員

入社させる際に、履歴書を書かせるが、我々が直接本人と面接するわけではないので、その後、そういった関係者であることが分かったときの場合の規定についても、決めておく必要があると思う。

(2) 山形県暴力団排除に関する有識者会議の提言（案）に基づく検討

- 委員 全国的な傾向として、地区を制限すること等については、どうなっているか。
- 事務局 暴力団事務所の開設禁止区域について、200メートル規制を設けている県もあります。  
福岡県等では200メートル規制を設けており、違反すれば1年以下の懲役又は50万円以下の罰金という規定を設けています。  
一方、そういった規制や罰則を設けていない県もあります。
- 委員 以前、庄内の「トルコ風呂」の規制で遡及できるかが問題になったように、新規の暴力団事務所は規制できるが、既存のものは規制できないので、私は規制を設けてもあまり意味がないと思う。
- 委員 この提言（案）の扱いについては、どの様に考えているか。
- 事務局 できる限り条文に入れたり、その後の施策に反映させていきたいと考えております。
- 委員 この提言（案）もホームページで公開するのか。
- 事務局 はい。
- 委員 情報提供の規定は、警察の方からの情報提供をもっと積極的にするという意味か。
- 事務局 全国的な暴排条例となれば、当然に問い合わせが多くあるわけですから、決して後退することなく、積極的に情報提供していきたいと考えております。
- 委員 情報提供の規定を設けても、警察の対応がこれまでと同じであれば意味がないと思いますので、もっと積極的に情報提供をするという態度を示して頂きたい。
- 委員 建設業協会に加盟していれば問題ないが、そうでないところに対し、どのように周知していくのか。
- 事務局 徹底する方法又早急に出来る方法として何があるかを検討していきたいと考えております。
- 委員 建設業法に基づく許可については、県内では、5,100社位許可を取っているが、その中で我々の会員になっている企業は、僅か6%であり、そのほとんどが下請等といった形になっているので、これらの事業者に対し、いかにPRしていくかが課題だと思う。
- 例えば、県庁の許可権限を持っている課に許可申請に来た者に対しては、全て警察に対して照会をするようにし、問題がなければ許可を出すといったような仕組みを作るなど、条例制定後の運用についても具体的に検討して頂きたい。
- 委員 この条例（案）については、いつ頃、議会にかかるのか。
- 事務局 事務局で条例（案）を作り、パブリックコメント等を実施しながら作業を進めていきますと、早くて来年の2月議会だと思います。
- 委員 時代が変われば条例について変更が必要な場合も出てくると思うが、

条例の改正についてはどのように考えているか。

事務局

情勢が変わり必要が出てくれば、条例の改正も検討していきたいと考えております。

委員

私どもは飲食・宿泊業となりますが、飲食業の「みかじめ料」などは大丈夫だと思いますし、宿泊業についても、規約を作ってやっておりますので、この後は、業界で条例に関する情報を集めて警察に提供したいと考えております。

先ほどの、200メートル規制についてですが、私は、暴力団排除の観点から、山形県全域からの根絶を検討してもらいたいと思います。

私は、出来ると思います。福岡や愛媛といった大きな県と違って、山形県であれば、小さな県のモデルケースになれるのではないかと思います。

今回は県の条例ということですが、他県では町や市でも条例を作っているところがあるようですが。

事務局

県の条例は、県全体に及ぶわけですが、市町村でも条例が必要と判断すれば、市町村が制定することとなります。その際には警察も協力したいと考えております。

委員

新しく土地等を購入をする者には網を掛けるが、既存の暴力団事務所については網を掛けることが難しい、その根拠は。

事務局

既存の暴力団事務所については不利益不遡及・既得権の原則があり、規制は難しいと考えています。既存の暴力団事務所については、警察も協力しながら周辺住民から組事務所の使用差止め訴訟を提訴していただくことになるかと思われま。また、脅迫などの違法行為があれば警察で個別に対応します。

委員

法律は遡及しませんが、ただ、広島県の公営住宅からの暴力団排除で、既に住んでいた暴力団員を住めなくした例もあります。

事務局

公営住宅については、県条例や多くの市町村条例で暴力団員が入居できないことになっており、暴力団員であると判明した時点で排除しております。

委員

県民の中には、「暴力団は私には関係ない」という人もいると思うので、県民が「暴力団はイヤだ」という意思表示をしていく必要があると思う。

委員

提言（案）の中の「一般市民」の部分で、「県民」にしてはどうか。

事務局

はい。

委員

条例（案）には、金銭的なものが入っていないが、本来は入っていればよいと思う。

委員

個人情報の兼ね合いで難しいとは思いますが、一般の方々までに「いろんな情報の提供が出来る」ということ、また、「暴追センターとか、相談する機関もある」といった周知を、是非やって貰いたい。